

新制度

# 中土佐町産材 利活用推進事業補助金

中土佐町産の木材を使用して、中土佐町内に建物を新築若しくは増改築又は木質化した方を対象に補助金を交付します。

補助金額 最大**150**万円

■ 下限 35万円 / 上限 150万円

■ 中土佐町産材 70,000円 / m<sup>3</sup>

※先着順（予算の上限まで）



## 補助要件

- ・中土佐町内に建物を新築若しくは増改築又は木質化（建物の内装等に木材を用いること）していること
- ・新たに中土佐町産材を5m<sup>3</sup>以上使用していること
- ・町税の滞納がないこと
- ・過去にこの補助金の交付を受けたことがないこと

## 申請期限

工事が完了した日から**180日以内**

（※令和8年4月1日以降に中土佐町産材を使用した建物を新築若しくは増改築又は木質化した方に限ります。）

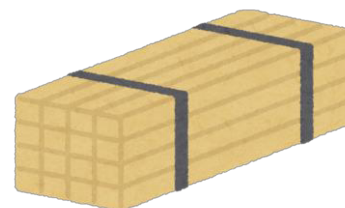
## 申請手続き

申請期限までに次の書類を農林水産課へ提出してください。

- ① 中土佐町産材利活用推進事業補助金  
交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ② 建築確認済み証の写し（建築確認申請が不要の場合は、  
工事完了引渡証明書の写し又は工事完了が確認できる書類）
- ③ 写真（対象建物の完成時の写真（2方向）、  
中土佐町産材の使用箇所が確認できる写真）
- ④ 中土佐町産材証明書（様式第2号）
- ⑤ 使用した町産材の数量及び金額の内訳がわかる書類
- ⑥ 対象建物の位置図、平面図、立体図  
（町産材使用箇所にマークすること）
- ⑦ 同意書（様式第3号）
- ⑧ その他町長が必要と認める書類

## 町産材5m<sup>3</sup>とはどれくらい？

木造住宅で多く使われる  
長さ3m×10.5cm×10.5cmの  
木材であれば、約150本分（4.96m<sup>3</sup>）です。



申請・問い合わせ先

中土佐町役場 農林水産課 林政担当（1階）  
TEL 0889-52-2471 〒789-1301 中土佐町久礼6663-1